第十一条　第一条第二項の規定にかかわらず、添加物を含む旨の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第五の上欄に掲げる物として使用される添加物を含む食品にあっては、同表当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができ、同条第一項第十一号ハに掲げる食品（別表第三の第八項中欄に掲げる物として使用される添加物以外の添加物を含むものに限る。）及び同項第十二号に掲げる作物である食品にあっては、当該添加物を含む旨の表示を省略することができる。

第十二条　第一条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる表示を省略することができる。

一　添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合　着色料又は合成着色料

二　添加物を含む旨の表示中「増粘」の文字を含む場合　増粘剤又は糊料

三　第一条第一項第十一号ハに掲げる食品にあっては、別表第三の第八項中欄に掲げる物として使用される添加物以外の添加物を含む場合　当該添加物に係る別表第三の下欄に掲げる表示

第十三条　第一条第二項の規定にかかわらず、特定原材料を原材料とする加工食品であって、その名称が特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるもの（以下この条において「特定加工食品」という。）にあっては当該特定原材料を原材料として含む旨の表示を省略することができ、特定加工食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第五十二号）第二条第一項に規定する乳をいう。以下同じ。）を原材料とするものを除く。）を原材料とする加工食品にあっては特定原材料を原材料として含む旨の表示は、当該特定加工食品を原材料として含む旨の表示をもって、これに代えることができ、特定原材料に由来する添加物を含む食品であって、当該特定原材料又は当該特定原材料を原材料とする特定加工食品を原材料として含む旨を表示しているもの及びその名称が当該特定原材料を原材料として含むことが容易に判別できるものにあっては当該食品に含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができ、特定原材料に由来する添加物であって、その名称が特定原材料に由来することが容易に判別できるものにあっては当該特定原材料に由来する旨の表示を省略することができる。

第十四条　第一条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる食品にあっては、同条第二項第四十号イからハまでに掲げる事項の表示は、省略することができる。

一　別表第一の上欄に掲げる作物である食品又はこれを原材料とする加工食品を主な原材料（原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位三位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五％以上のものをいう。以下同じ。）としない加工食品

二　加工工程後も組み換えられたＤＮＡ又はこれによって生じたたんぱく質が残存するものとして別表第一の下欄に掲げる加工食品以外の加工食品

三　第一条第一項第十二号に掲げる作物である食品のうち、当該作物である食品に近接した掲示その他見やすい場所に同条第二項第四十号イからハまでに掲げる事項が表示されているもの

四　第一条第一項第十二号に掲げる加工食品のうち、同条第二項第四十号ハに該当するものであって、別表第一の上欄に掲げる作物のうちいずれかのみを原材料とするもの

五　直接一般消費者に販売されない食品

第十五条　分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる組換えＤＮＡ技術応用作物又は非組換えＤＮＡ技術応用作物の一定の混入があった場合において、第一条第二項第四十号イ又はハの確認が適切に行われている場合は、分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなして、同項の規定を適用する。

第十六条　第一条第一項第十一号ロに掲げる食品及び同項第十二号に掲げる加工食品であって、容器包装の面積が狭いため同条第二項に掲げる事項を明瞭に記載できないものとして内閣総理大臣が定める食品については、同項の規定にかかわらず、その表示を省略することができる。

第十七条　第一条第二項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項（同項第一号及び第三号に掲げる事項を除く。）の表示は、別表第六の上欄に掲げる食品につきそれぞれ同表の下欄に掲げる場合に該当するものにあっては、送り状への記載をもって、容器包装への記載に代えることができる。この場合において、当該食品を識別できる記号を容器包装に見ることができるように当該容器包装の見やすい場所に記載するとともに、同条第二項第一号及び第三号に掲げる事項、当該記号並びに購入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を当該送り状に記載しなければならない。

第十八条　第三条及び第九条から第十二条までの規定は、前条の規定により第一条第二項に掲げる事項を送り状に記載する場合について準用する。

第十九条　第一条第二項の規定にかかわらず、保健機能食品に係る保健の目的が期待できる旨及び栄養成分の機能の表示は、添付する文書への記載をもって、容器包装への記載に代えることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十三年九月一日から施行する。ただし、別表第一パパイヤの項の規定は、平成二十三年十二月一日から施行する。

（この府令の施行前に行われた表示に対する処分及び罰則の適用）

第二条　この府令の施行前に行われた表示に対する法第五十五条第一項の規定に基づく命令の規定の適用については、なお従前の例による。

第三条　前条に規定する表示に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第一条、第十四条関係）

作物	加工食品
大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）	一　豆腐類及び油揚げ類 二　凍豆腐、おから及びゆば 三　納豆 四　豆乳類 五　みそ 六　大豆煮豆 七　大豆缶詰及び大豆瓶詰 八　きな粉 九　大豆いり豆 十　第一号から前号までに掲げるものを主な原材料とするもの 十一　調理用の大豆を主な原材料とするもの 十二　大豆粉を主な原材料とするもの 十三　大豆たんぱくを主な原材料とするもの 十四　枝豆を主な原材料とするもの 十五　大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし	一　コーンスナック菓子 二　コーンスターチ 三　ポップコーン 四　冷凍とうもろこし 五　とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 六　コーンフラワーを主な原材料とするもの 七　コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） 八　調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの 九　第一号から第五号までに掲げるものを主な原材料とするもの
ばれいしょ	一　ポテトスナック菓子 二　乾燥ばれいしょ 三　冷凍ばれいしょ 四　ばれいしょでん粉 五　調理用のばれいしょを主な原材料とするもの 六　第一号から第四号までに掲げるものを主な原材料とするもの